

半田市要保護児童対策地域協議会設置要綱

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、半田市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）についての状況把握並びに関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）相互の情報交換に関すること。
- （2）要保護児童等の早期発見及び適切な保護を円滑に実施するための関係機関等の連携に関すること。
- （3）要保護児童等の支援に関すること。
- （4）要保護児童等に関する理解を深めるための啓発活動に関すること。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関等により構成する。

- 2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、半田市子ども未来部長をもって充てる。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 委員は、関係機関等の構成員の中から市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（協議会の会議）

第5条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議で構成する。

- 2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、半田市子ども未来部子育て相談課が所管する。

3 代表者会議は、関係機関等の代表者をもって構成し、要保護児童等の支援に関するシステム等総括的事項を検討する。

4 実務者会議は、別表第2に掲げる関係機関等の担当者をもって構成し、定例的な情報交換を通じて危険度等の判断を行ない、個別ケースについての対応等を検討する。

5 ケース検討会議は、調整機関が指名するものをもって構成し、必要な都度要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討する。

(資料又は情報の提供等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、半田市子ども未来部子育て相談課に置く。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会等の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開及び非公開)

第9条 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を扱う場合は会長の判断により非公開とすることができる。

2 実務者会議及びケース検討会議は、非公開とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

2 半田市児童虐待防止調整会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

協議会構成団体

国関係	名古屋法務局半田支局
県関係	愛知県知多児童・障害者相談センター 愛知県半田警察署 愛知県半田保健所
市関係	半田市子ども未来部 〔 子ども育成課 子育て相談課 幼児保育課 半田市福祉部地域福祉課 半田市福祉部生活援護課 半田市教育委員会 半田市小中学校長会 半田市立幼稚園長会 半田市保育園長会

地域関係	半田市医師会 半田歯科医師会 半田市民生委員児童委員協議会 半田市社会福祉協議会 愛厚ならわ学園 半田同胞園 地方独立法人知多半島総合医療機構
その他	市長が特に必要と認める関係機関等

別表第2（第5条関係）

実務者会議構成団体

県関係	愛知県知多児童・障害者相談センター 愛知県半田警察署 愛知県半田保健所
市関係	半田市子ども未来部子育て相談課 半田市子ども未来部幼児保育課 半田市家庭児童相談室 半田市福祉部地域福祉課 半田市福祉部生活援護課 半田市教育委員会
地域関係	半田市民生委員児童委員協議会 半田同胞園
その他	市長が特に必要と認める関係機関等